

**J-PARC MLF シンチレータ検出器装置の高
度化及び計測・分析機器の運転等に係わる
労働者派遣契約
仕様書**

1. 目的及び概要

本仕様書は、J-PARC 物質・生命科学実験施設（以下「MLF」と称す）の共用ビームラインで使用されるシンチレータ検出器装置の高度化及び計測・分析機器の運転等に係わる業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。シンチレータ検出器装置とは、シンチレータ検出器本体、データ収集エレクトロニクス、高圧電源、DC 電源、各種ケーブル、及びこれらに付随する機器群等から構成される大型の実験装置であり、当該装置及びこれら機器群に対して、品質担保及び性能向上に係る作業を実施する。本業務では機器の取り外し、分解、点検・分析、放射線による性能試験、及び再設置等が含まれる。また、計測・分析機器の運転等においては、シンチレータ検出器装置及び特性評価で使用する各種の計測器・分析機器等の運転及び点検維持を行う。

2. 業務内容

- (1) J-PARC MLF の共用ビームラインで使用されるシンチレータ検出器装置の高度化及び計測・分析機器の運転等に係わる業務(検出器装置の運転及び管理業務、品質保証、及び計測・分析機器の運転等に係る知識、技術又は経験を必要とする業務)
 - ① J-PARC MLF の共用ビームラインで使用されるシンチレータ検出器装置の高度化及び計測・分析機器の運転等に係る計画立案作業
 - ② J-PARC MLF の共用ビームラインで使用されるシンチレータ検出器装置の高度化及び計測・分析機器の運転等に係る調整・準備・実験作業
 - ③ J-PARC MLF の共用ビームラインで使用されるシンチレータ検出器装置の高度化及び計測・分析機器の運転等に係る調整・準備・実験作業を行う場所での安全管理・保全業務（勤務時間内外における緊急時（東海村で震度 4 以上の地震発生等）の点検作業を含む）
 - ④ ①から③に必要な書類作成、データ収録・処理及び報告書作成業務
 - ⑤ その他、上記に係る機構職員等との調整により決定した業務
＊なお、上記の作業は放射線管理区域内での作業を含む。
- (2) J-PARC MLF の共用ビームラインで使用されるシンチレータ検出器装置を構成する機器の改良・高度化に係わる業務（計測機器の調整、特性評価に係る知識、技術又は経験を必要とする業務）
 - ① J-PARC MLF の共用ビームラインで使用されるシンチレータ検出器装置を構成する機器の動作分析・高度化に係る作業
 - ② J-PARC MLF の共用ビームラインに設置されるシンチレータ検出器装置を構成する機器の性能試験に係る実験作業（放射線を用いた作業を含む）
 - ③ ①及び②で使用する計測機器等の管理業務
 - ④ ①から③に必要な書類作成、データ収録・処理及び報告書作成業務
 - ⑤ その他、上記に係る機構職員等との調整により決定した業務
＊なお、上記の作業は、4. 組織単位に示す部署の所有する化学薬品室（危険物、劇毒物取扱い室）及び放射線管理区域内での作業を含む。

(3) 上記(1)、(2)の業務を担当し、作業における管理及び監督を行う。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 技術的要件

- ・ 大型実験装置の運転及び管理業務、品質保証、及び計測器・理化学分析機器の運転等に係る知識、技術又は経験を有すること。
- ・ 放射線検出器の取り扱い、調整、試験等に係る知識、技術又は経験を有すること。
- ・ 重量物移設等における玉掛け作業に係る知識、技術又は経験を有すること。
- ・ 上記業務に必要な Office 等の各種アプリケーションソフトの操作ができること。
- ・ 類似した作業に関する管理及び監督に係る実務経験または知見・能力があること。

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・ シンチレータ検出器装置の高度化及び計測・分析機器の運転等を実施するにあたっては、検出器装置の最新の知見の導入、計測・分析機器の動作原理の知見等が必要であり、これらを遂行するためには様々な視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で正確に作業を遂行できること。

(3) 派遣労働者の条件

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者及び 60 歳以上の者に限定しない」。

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職無し

4. 組織単位

原子力科学研究所 J-PARC センター

物質・生命科学ディビジョン 中性子基盤セクション

5. 就業場所

(住所) 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

日本原子力研究開発機構 J - P A R C センター

物質・生命科学ディビジョン 中性子基盤セクション

TEL : 029-282-5344

その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 J－P A R C センター 物質・生命科学ディビジョン
中性子基盤セクションリーダー
TEL : 029－282－5344

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。
ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間 9時から17時30分まで
- (2) 休憩時間 12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。なお、就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。
ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。
なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 プロモーション・オフィス 次長
兼 原子力科学研究所 人材開発部

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
※届出日付又は取得日付を含む。

(6) その他必要となる書類労働者派遣事業許可証（契約後）

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

当機構の業務の都合により国内出張を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

以 上